

電子マニフェストをご利用のみなさまへ

2019年4月より電子マニフェストの登録・報告期限が改正されます。

排出事業者は廃棄物を引き渡した後3日以内にマニフェストを登録することが必要です。同様に運搬業者・処理業者は運搬・処分終了後3日以内に運搬・処分終了報告をしなければなりません。今回の改正では、利用者の負担を軽減するため、登録・報告期限3日以内に「土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）」を含めないこととなります。ただし、登録・報告もれや期限の超過を防ぐために速やかに登録・報告することを推奨します。

○運用事例

ケース1 金曜日に廃棄物を引渡した場合

土日は3日間の期間に含まれないため、**水曜日までに登録**してください。

← 登録期間 →						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (2日目)	水曜日 (3日目)	木曜日

ケース2 金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土、日、祝日は3日間の期間に含まれないため、**木曜日までに登録**してください。

← 登録期間 →						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (祝日)	水曜日 (2日目)	木曜日 (3日目)

○2019年4月5日(金)に廃棄物を引き渡した場合

→4月6日(土)・7日(日)は含まれないため、4月10日(水)までに登録することが必要となります。

○2019年4月26日(金)に廃棄物を引き渡した場合

→4月27日(土)～5月6日(月)は含まれないため、5月9日(木)までに登録することが必要となります。

※廃棄物の引渡日は、これまでと変わらず3日以内に含まれません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5、同法施行規則 第8条の31の6、第8条の34、第8条の34の3】